

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第12、議案第12号 松崎町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第12号は、松崎町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 菊池三郎君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（土屋清武君） ちょっと教えていただきたいと思いますが、町道の構造の基準というようなことで、今回幅員関係もここに記載されているわけですが、これが、一般に松崎町内に町道というのがたくさんあるわけですが、この道路でいう幅員は何メートルというようなことはあるわけですか。ちょっとそこらの基準、幅員の関係について、まず、はじめにお答えをお願いします。

○産業建設課長（菊池三郎君） この条例につきましては、町道の新設あるいは改築する場合に適用されていくものでございますけれども、いわゆる政令で定めている道路の構造令というのがございまして、計画の交通量に対して、第何種、何級とかという細分化されたものがあるわけですが、一般的に1車線で整備されている町の中にある町道については、この規定があまり該当になってこない、今後、例えば、2車線にするとかというような計画交通量を1日あたり例えば2000台の道路を作るとかというような場合に、この規定が該当になってくるというようなご理解をしていただきたいと思います。

○6番（土屋清武君） そうしますと、今まで町道として認定されていたけれども、そのことについては、新たなものは別として、この基準に該当しなければならないけれども、今まで町道として認定しているものについては、今までどおりでよろしいという解釈になるわけですか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 先ほど申し上げた道路の区分というのがございまして、先ほど言った第何種、何級というような道路構造令にいろいろ謳われております。

松崎町の・・・先ほど言ったのは第3種5級というようなところに該当するわけですが、

今後、これで整備するものは第3種4級という1ランク上のところで整備する道路について、該当していくというようなことをございますので、いま現在ある町道にこれを該当するというようなことではございませんので、ご理解をしていただきたいと思います。

○10番（鈴木源一郎君） 似たようなところですが、そうしますと、現在岩科地区なんかでは非常に狭い、町道に認定はされている、あるいは認定はされていないけれども、町道だということもあるのかな・・・あると思うんですが、そういうような狭い道、車が通らない道、そういう道の扱いというか、逆に言えば、この法令に定める道路は何町道とかというふうについて、それ以下のものは何々町道というふうなことを言うとかというふうになるんですか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 町道は認定を受けていませんと町道と言いませんので、いわゆる国から払い下げてきた狭いようなものは、認定外道路ということで管理をしております。そのようなことをご理解をしていただきたいと思います。

○7番（関 唯彦君） いまのお二人に関連するんですけれども、さっき言った3種の5級じゃなくて、4種の4級というのでいいんでしょうか。該当するのは。

○産業建設課長（菊池三郎君） 先ほど道路の区分でちょっと申し上げましたけれど、1種から4種までございまして、またそれが地方部とか都市部というところにまた分かれていくんですが、高速自動車道路においては、1種、2種という・・・。

私どもで該当するのは、先ほど言った3種のところが松崎町の該当する町道の関係でございます。3種4級とか3種5級とかです。その辺が該当します。

○7番（関 唯彦君） そこで、3種の5級に関しても、国の基準でいけば肩幅などを入れると5メートルくらいになってしまいますよね。3種の5級では車道の幅は4メートルなんですけれど、路肩まで入れると5メートルになると思うんですけど、その辺をほかの市町村では、4.7メートルにしたり、また、歩道の場合の幅員がありますよね。それを国の基準では3.5メートルになっていますけれど、そういうところがないという町が結構あるという形で、2メートルを標準として、ただし、地形の状況、その他の特別の理由により、やむを得ない場合においては、幅員を1.5メートルにするという条例を作っているところもあるんですね。道の状態に合わせて。

ですから、そういうふうにある程度の参酌をして変えることができる部分があると思うんですけれど、その部分は取り入れる考えがないのかということです。

ただ、1.5メートルにしても車いすがその場で回転できる幅は1.5メートルあれば充分だというようなことで、下の方の条例を充分・・・、障害に関する人たちなんかも考慮に入れてもそれ

くらいの幅があればいいという形を取っているようなんですけれども、その辺の解釈はどうなんでしょうか。

○産業建設課長（菊池三郎君） 道路構造令に基づいて、それを準用して、私どもはこの規則を定めようということで、いまやっておりますが、道路2車線化というようなことで考えますと、幅員を1車線2.75メートルとしようとして規則を検討しているものでございまして、

その中にいま議員が言われるような状況に応じたことも考えられますので、その辺は対応できるように定めていきたいと考えております。

○7番（関 唯彦君） やはりそういう町の状態は・・・、ぼくは国の条例よりもそういう条例をちょっと変えて、小さめのものも作れるような形をとっておいた方が・・・、もう今度の時に国の基準みたいにある程度でかいものを作らなければならないということになると、やはり町として不必要なものまで作らなければならないように思います。

その辺で、地域によっては、そういう実情で幅を小さくしているんだと思うんですよ。その辺をもう一度聞きますけれども、どうなんでしょうか。

やはり小さくできる、参酌してできるものであればしておいた方がいいんじゃないかと思うんですけれど。

○産業建設課長（菊池三郎君） 議員が言われるように、いろいろな状況に応じてというようなことが出てきますので、その辺は、規則の中で定めております。

○議長（斉藤 重君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 12 号 松崎町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（斉藤 重君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時51分）

---